



社団法人 自動車公正取引協議会

# AFTC 二輪車販売は安心と信頼の輪から モーターサイクル インフォメーション

2006年9月 お店づくりに役立つニュース

## 「二輪車適正表示推進委員会」 が設置されました

各地区における規約普及、調査活動、情報交換など、会員の皆様との連携を図ることを目的として、全国8ブロックに、「二輪車適正表示推進委員会」が設置されました。

### 二輪車適正表示推進委員会とは・・・？

会員販売店の皆様への規約普及を推進するため、二輪車適正表示推進委員会では以下のような活動を展開します。

#### 1. 懇談会の開催

会員販売店の皆様との情報交換等を行うための懇談会を開催します。

#### 2. 非会員の不当表示の把握

非会員が不当表示を行っていた場合、公取協や事務取扱所へ情報提供します。

#### 3. 説明会等の開催への協力

規約の普及を目的として、各種の説明会を開催します。

#### 4. その他の公取協二輪車関係事業への協力

懇談会等で提案された事業の実施に協力します。

以上のような活動を通して、一般消費者への安心と信頼の輪を広げていきます。

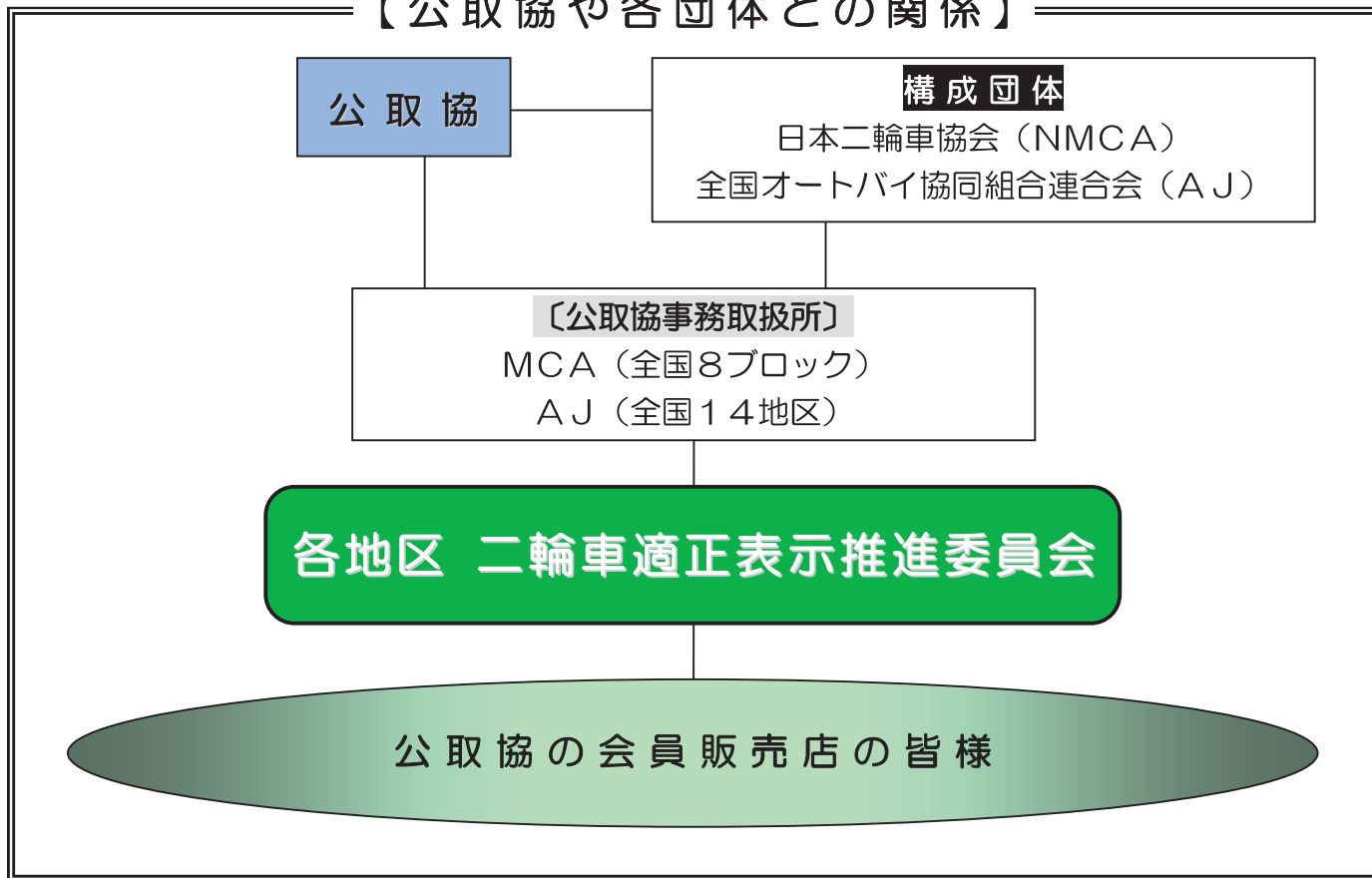
AFTCモーターサイクルインフォメーション

速報

二輪中古車の走行メーター巻き戻しの疑いで、7月中旬、公正取引委員会 近畿中国四国事務所が、大阪の二輪車販売店（非会員店）に立ち入り調査を行いました。

# 各地区の二輪車適正表示推進委員会のご紹介

## 【公取協や各団体との関係】



## 【各地区の二輪車適正表示推進委員会の委員長及び副委員長】

| 地区委員会名              | 委員長／副委員長  |
|---------------------|---|
| 北海道地区二輪車適正表示推進委員会   | 委員長：安田 克明 ((株)陸王)<br>副委員長：奥野 肇 ((有)奥野商会)          |
| 東北地区二輪車適正表示推進委員会    | 委員長：齋藤 實 ((有)マコトレジャーハウス)<br>副委員長：田中 清也 ((有)田中ホンダ) |
| 関東甲信越地区二輪車適正表示推進委員会 | 委員長：板橋 一男 (YSP成増)<br>副委員長：志村 実 ((株)バイクハウスゼロ)      |
| 中部地区二輪車適正表示推進委員会    | 委員長：戸田 眞道 (ホンダドリーム浜松)<br>副委員長：南藤 誠一 (西部オート)       |
| 近畿地区二輪車適正表示推進委員会    | 委員長：山口 昌彦 ((株)ゲンズ)<br>副委員長：山本 信行 ((株)エントリー)       |
| 中国地区二輪車適正表示推進委員会    | 委員長：三好 優 (ホンダドリーム広島)<br>副委員長：迫田 忠 (カワサキショップファイナル) |
| 四国地区二輪車適正表示推進委員会    | 委員長：石井 弦 (ホンダスクエア丸亀)<br>副委員長：管 信明 (YSP松山東)        |
| 九州地区二輪車適正表示推進委員会    | 委員長：三角 公仁隆 (ミスミ商会)<br>副委員長：村田 敏郎 (ホンダドリーム東熊本)     |

# 二輪車業界から社会への“回答”

## 「公正競争規約」—— 業界再構築への第一歩

～公取協 事務取扱所長・適正表示推進委員長会議での講話より抜粋～

社団法人 自動車公正取引協議会 宗国 旨英 顧問

今日は公取協事務取扱所長、全国8地区の適正表示推進委員会の委員長も出席されていますが、日頃から公正競争規約の普及に大変なご尽力をいただいております、皆様方の日頃の努力に改めて敬意を表したいと思います。

まずは、1年前にこの場でどのようなお話しをしたか、ポイントだけ触れたいと思います。

### 社会が求める 二輪車業界

#### ◆なぜ二輪車は売れなくなったか

二輪車は日本国内で一時 300 万台という大変大きな市場でしたが、昨今これが大幅に縮小しております。ビジネスの観点から見ると、お客様が二輪車業界に求めているものと、それに対する私達の日頃の対応に乖離、あるいは齟齬があるのではないのでしょうか。また、現在は、あらゆる業界や企業、国そのものにとって、ガバナンスやコンプライアンスという考え方が重要になっています。大きな企業や歴史のある立派な会社、最近新しく興されて大きく成長している会社が、たった1つルールを逸脱した瞬間に社会から「No」を突きつけられます。最近の企業の苦しさは資金繰りではなく、ルールに少し触れただけで「No」と言われてしまう状況にあります。

では、社会の目から見て、二輪車業界が最近の社会の流れに合った良い活動をしているか、と言いますと、我々業界側にも落ち度があり、これを直す必要があります。

#### ◆お客様の要求は「透明性」

最近のお客様、特に若いお客様は、非常に透明性を求めています。現代は、インターネットが社会のルールを世界に広めており、日本の出来事がアツという間に世界中に流れますし、お客様はそういう視点から

我々のことを見えています。従って、品質の評価、査定や、保証書等を適正にお客様に伝える表示がないと、我々の二輪車業界も「No」と言われてしまうわけです。

我々自らがこの表示のルールを作り、お客様に対して様々な情報を伝達するのが公正競争規約であり、ここからお客様との対話が始まるのです。ルールに則りお客様とお約束をしてビジネスにつなげるための、このスタート台がしっかりしていなければ、二輪車業界は「No」を突きつけられてしまうのです。そういう意味で、公正競争規約を単に「表示のルール」とは考えずに、我々のビジネス全てのスタート台だと考えていただきたい、というお話しをいたしました。

### 公正競争規約と お客様

#### ◆表示状況の調査結果から

先般お聞きしましたところ、現時点での会員数が 5,200 社を数え、国内の新車販売台数の約 9 割、中古車販売台数の約 7 割に達しているとのことでした。この 5,200 社が中心となり、公正競争規約に沿った活動を進めていくと、二輪車業界は確実にお客様からのご理解を得られるのではないかと考えております。平成 17 年度に実施されました店頭表示調査によると、プライスカードの提示は、公正競争規約が施行されてから 3 年間で大変高い表示率になっています。しかし、その中の必要表示事項については、まだまだ努力の必要があるようです。特に、お客様の目の前の 1 品しかない中古車という商品の品質表示は非常に重要ですが、表示状況は十分ではないようです。

中古車の品質評価書の表示については、会員店で約 2 割、非会員店ではほとんど表示されていません。

新車のプライスカードの記載事項で

は、会員店の約 7 割が製造国や保証の有無等を表示していますが、非会員店では表示率が 2 割に落ち込んでしまっています。

これらをお客様の視点から見ると「二輪車業界はこれでいいのか」ということになってしまうわけです。例えば非会員店であっても表示に対するご理解を得て会員となっていただくことで、業界が一丸となって進む必要があると思います。

#### ◆地区適正表示推進委員会の役割

今日は、全国 8 地区に設置された、販売店の皆様によります地区適正表示推進委員会の委員長の皆様のご出席ですが、お客様と最も近い販売店という立場から、適正表示を始めとして積極的にお客様に安心と信頼の輪を広げるための体制が整った、という意味で、今後の活動に大いに期待をいたしております。ぜひ皆様が、地区のリーダーとして公正競争規約の普及に取り組んでいただき、併せて、安全や環境の問題等、業界として取り組むべき活動においてもリーダーシップを発揮していただき、二輪車業界全体が、お客様の目から見て正しい活動をしているという評価を得られるよう願っています。

### 商品としての安全性 確保への取り組み

#### ◆「3ない運動」

二輪車業界の安全に対する取り組みの中心となっているのは、社団法人全国二輪車安全普及協会です。私は安全ということが二輪車業界にとって非常に大切であり、また今後を左右する問題であると考えています。

ご存じの通り、第8次交通安全基本計画において、「中期的に 10 年間で交通事故死者数 5,000 人以下、世界一安全な道路交通の実現」平成 22 年ま

では年間の交通事故死者数を 5,500 人以下、死傷者数を 100 万人以下とする」という目標が掲げられています。

もしこの日本全体の取り組みに二輪車業界が乗り遅れるようなことがあれば、また「二輪車は危険だ」ということになるわけです。高校での「3ない運動」、つまり二輪車に乗ってはいけないという考え方がベースにあるわけですが、国全体が「世界一安全な交通社会」と言っている以上、最も感受性の高い高校時代に車のルール、交通のルール、二輪車の安全性をしっかりと教える、このような教育活動が必要になってくると思います。

ただし、我々自身が「二輪車とは安全な乗り物である」ということを示していかなければ、「3ない運動」は解決できません。二輪車の利便性の高さや経済性は、高校生にも大変適しており、また我々にとっても新たなお客様ということになるわけですから、ぜひ皆様と一緒にこの問題に取り組んでいきたいと思っています。

#### ◆安全・快適のセット販売

具体的に申し上げますと、まず1つは、商品を販売する時に、同時に交通ルールについてもしっかりとお話しする、あるいはこれから運転免許を取得しようとしている方に、受験に必要な情報等をアドバイスするというものです。

2つ目は、「グッドライダー・防犯登録制度」や「盗品等情報回答業務」による盗難防止等への取り組みです。

3つ目は、利用環境に対する取り組みです。二輪車が安全で非常に環境に優しい商品であり、それが結果的に、皆様の通勤、通学や、日常業務に大変お役に立っているという事実を、広く一般社会にご理解いただくことが重要だと思います。

### 二輪車業界の取り組みと在るべき姿

#### ◆原点への回帰

現在、日本では 1,300 万台の二輪車が、日々の経済活動や生活の足として使われています。昨年 4 月の高速道路

での二人乗り解禁後も大きな問題はなく、また昨年 6 月のAT限定二輪車免許の導入により免許の取得者も増加しており、二輪車の先行きは明るくなってきています。

販売店は日々お客様と直接接していますが、これにはアフターサービスや、地域社会での住民の方々との活動も含まれており、そういう非常に透明度の高い流通網が必要になってきます。また、全ての関係団体、メーカー、もちろん今日おいでの皆様方、新車や中古車、各メーカーの系列といった様々な垣根を越えた、二輪車に携わっている全ての方々が、もう一度、お客様が何を求められているのかという基本に立ち返り、ベクトルを同じ方向に合わせて前進することが重要なのだらうと思います。

#### ◆社会の変化への対応

我々の身の回りの流通網、例えばコンビニエンスストア等は日々変化を遂げています。

自動車業界でも、ほぼ全てのメーカーがチャンネルを再編成中ですが、これは社会が変化していく中で、お客様の目から自社をチェックしていると言っていていいでしょう。

東京都が住民に対して行ったアンケート結果で、「街の美化のためには路上の違法駐車している二輪車を撤去すべき」という意見がありました。住民は圧倒的に駐車違反の改善を訴えているわけです。

駐車違反の取り締まり強化により二輪車の路上駐車がなくなってくると、確かに街並みがきれいに見えます。二輪車のビジネスから見ると、駐車違反の取り締まり強化は、短期的には非常に手痛いこともあるでしょう。

しかし、一般のお客様が二輪車を見て「汚い」と思うということは、社会のルールからは「No」なのです。ですから、長期的な視点で見ると、二輪車業界もしっかりと受け止めなければなりません。環境問題にも、自主的なリサイクル計画にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題への取り組みも、決して今すぐできるものではありません。ただ、「10 年をかけて改善する」という目標を掲げて、二輪車業界全体がベクトルを1つにすることが重要なのです。現在これができなければ、10 年後も何もできないのです。

### 二輪車の今後と公正競争規約

#### ◆スタートラインに立つ二輪車業界

これら全ての取り組みへのスタート台が、公正競争規約を守ることなのです。そこでお客様との対話がスタートできれば、次は安全でも環境でも、更に対話が進むわけです。販売店を中心とした対話により、「明るい二輪車社会」、「お客様からご了解いただける二輪車社会」を構築していただきたいと思っています。お客様の安全を生むと同時に、地球の環境を大切に、省資源化を考える二輪車業界であるのだ、という気持ちのベクトルを合わせる必要があります。

世の中では少子高齢化が叫ばれていますが、我々の取り組みにより「二輪車はそれほど危ないものではないぞ」「ルールを守ればとても便利なものだぞ」「思っているほど事故もないぞ」ということをデータで示すことができれば、「3ない運動」の考え方も、環境、資源の問題を含めて見直され、若者のお客様が二輪車マーケットに参入してくるチャンスが生まれるのです。そのチャンスが生まれるかどうか、それは全て我々の努力次第です。

乗る人だけではなく、社会全体から理解される二輪車業界となるためにも、公正取引協議会のより良い活動をお願いしたいと思います。

公正競争規約の遵守、これがまずはスタートであると強く信じています。二輪車業界の再構築の第一歩として皆様に取り組んでいただくことをお願いして終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務グループ

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-3

Tel. 03-3556-2733 Fax. 03-3556-2735

★平成 18 年度の通常総会報告をアップしました★ <http://www.aftc.or.jp/>まで